

## 埼玉県立長瀬げんきプラザ利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立げんきプラザ条例（以下「条例」という。）及び埼玉県立げんきプラザ管理規則（以下「管理規則」という。）に定めるもののほか、管理規則第18条の規定に基づき、埼玉県立長瀬げんきプラザ（以下「げんきプラザ」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 げんきプラザの施設等を利用することのできるものが行う活動とは、げんきプラザの施設（宿泊室及びテントのみの利用は除く。）または設備を利用して行う集団宿泊活動、自然体験活動及び生涯学習活動等をいう。

### (利用の予約)

第3条 管理規則第2条に基づき、げんきプラザを利用しようとするものは、来所または電話やホームページを通じて利用状況等を確認し、管理規則第3条で定める期間内に利用の予約と利用等の手続きを完了するものとする。

- 2 夏季期間（7月と8月）及び教育課程に基づく学習活動としての宿泊利用の予約等については、別に定める。
- 3 利用に関する予約の受付時間は、原則として午前9時30分から午後5時までとする。

### (利用の手続き)

第4条 宿泊利用の予約をしたものは、利用開始日の1月前までに管理規則第3条第1項に定める書類を提出するものとする。ただし、所長が特別の事情があると認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の書類の内容に変更が生じた場合には、遅くとも利用開始日の7日前までに再度提出するものとする。
- 3 活動場所の調整は、『活動計画表』の提出をうけて職員が行う。
- 4 初めて利用する団体については、利用者の求めに応じて、下見を行う。
- 5 繁忙期（春季・夏季）については、利用調整のための『利用説明会』を行う。
- 6 学校団体の「事前打ち合わせ」は、原則実施する。

### (利用の調整)

第5条 宿泊して利用しようとするものの利用調整に当たっては、優先順位を次のとおりとする。

- ア 利用団体の代表者が県内居住者であるもの。

- イ 在学青少年で構成される団体であるもの。
- ウ 青少年指導者で構成される団体であるもの。
- エ その他

- 2 前項の規定に基づく調整は、別に定める期間内についてのみ行い、それ以外の利用は申し込み順とする。
- 3 げんきプラザを宿泊しないで利用しようとするものについては、申し込み順とする。

#### (利用の条件)

第6条 条例第7条第3項の規定に基づき、次のとおり利用の条件を設けるものとする。

- ア 宿泊して利用しようとするもののなかに、18歳未満のものがある場合には、成人または保護者の引率を必要とする。
- イ 宿泊しないで利用しようとするもののなかに、義務教育終了前のものがある場合には、成人または保護者の引率を必要とする。

#### (利用時間)

第7条 宿泊して利用しようとするものは、げんきプラザが定める標準生活時間に基づき活動するものとする。

- 2 宿泊して利用しようとするものは、原則として午前9時から午後4時30分までの間に入所または退所するものとする。
- 3 宿泊しないで利用しようとするものは、条例で定める各施設の利用区分に従い時間内で活動するものとし、この時間には、後片付けに要する時間を含むものとする。

#### (宿泊利用)

第8条 宿泊して利用しようとするものは、管理規則第3条第1項で定める書類の他に、次の各号に定める書類を第4条第1項及び第2項に準じて提出するものとする。なお、食数の変更については、食堂業者と調整するものとする。

- ア 宿泊者名簿
- イ 部屋割予定表等
- ウ 食事申込書
- エ 指導依頼書
- オ 物品貸出依頼書
- カ その他必要な書類

#### (日帰り利用)

第9条 宿泊しないで利用しようとするものは、管理規則第3条第3項で定める書類と併せ、活動内容に応じて、次の各号に定める書類を提出するものとする。なお、書類の内容に変更が生じた場合には、遅くとも利用開始日の3日前までに再度提出するものとする。

る。

- ア 食事申込書
- イ 指導依頼書
- ウ 物品貸出依頼書
- エ その他必要な書類

(キャンプ場等の利用)

第10条 キャンプ場及び炊事場の利用にあつては、利用の形態に応じ、それぞれ宿泊利用または日帰り利用の規定を準用する。

- 2 キャンプ場及び炊事場の利用が可能な期間は、春分の日から11月30日までとする。
- 3 キャンプ場の利用者は、管理研修棟、宿泊棟及び体育館の施設設備は、使用できないものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(利用方法)

第11条 げんきプラザを利用しようとするものは、別に定める利用要領を遵守するものとする。

第12条 その他

この規程に定めのない事項については、所長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

一部改正 平成22年4月1日

(利用規定等の廃止)

- 2 次に掲げる規定及びその運用（以下「旧規定等」という。）は廃止する。
  - ア 埼玉県立長瀬げんきプラザ利用規定（平成15年4月1日施行）
  - イ 埼玉県立長瀬げんきプラザ宿泊利用規定（平成15年4月1日施行）
  - ウ 埼玉県立長瀬げんきプラザ日帰り利用規定（平成15年4月1日施行）
  - エ 埼玉県立長瀬げんきプラザキャンプ場利用規定（平成15年4月1日施行）

(経過措置)

- 3 この規程施行前に旧規定等の規定により行った事務は、この規程の相当規定により行った事務とみなす。

# 埼玉県立長瀬げんきプラザ利用要領

## (趣旨)

第1条 埼玉県立長瀬げんきプラザ（以下「げんきプラザ」という。）における活動に関して必要な事項を定めるものとする。

## (活動計画)

第2条 げんきプラザを利用しようとするもの（以下「利用団体」という。）は、げんきプラザの定める標準生活時間に従い、適正な活動計画を作成するものとする。

2 利用団体は活動計画に従い、代表者及び利用責任者（以下「代表者等」という。）の総括のもと、規律ある活動を行うものとする。

## (代表者等の責務)

第3条 代表者等は、その団体のげんきプラザにおける活動を掌握するとともに、げんきプラザ職員及び他の利用団体の代表者等との連絡調整に努めるものとする。

2 代表者等は標準生活時間やその他遵守すべき事項を利用団体の全員に周知徹底するものとする。

## (標準生活時間)

第4条 げんきプラザは、利用団体が円滑かつ効果的に活動できるよう、標準生活時間を定めるものとする。

2 利用団体は、標準生活時間を遵守しなければならない。ただし、その活動を充実させるために職員の活動支援を受け、標準生活時間の一部を変更することができるものとする。

## (遵守すべき事項)

第5条 げんきプラザは、安全かつ安心で効果的な活動を行ってもらうため、次の事項を定めるものとする。

ア 利用団体は、本要領とともに別途定める「埼玉県立長瀬げんきプラザ利用要領細則（以下「細則」という。）」を守らなければならない。

イ 利用団体は活動が終了した場合には、使用した施設設備の点検と清掃を行わなければならない。

ウ 宿泊室内は原則として飲食禁止とするが、健康管理のための水分補給（飲料水）は認めるものとする。

エ 活動施設では飲食禁止とする。ただし、食堂（調理時間・食事提供時間を除く。）

- とキャンプ場の飲食及び体育館における水分補給（飲料水）は、認めるものとする。
- オ 飲酒禁止を原則とするが、申請により許可することができるものとする。ただし、この場合にあっても教育課程に基づく利用等については、その活動の目的や趣旨に鑑み許可しない場合もある。
- カ 活動に使用する機材等の外部からの持ち込みは、事前に申請を行い、許可を受けなければならない。
- キ 野外炊事における食材は、げんきプラザ食堂から提供を受けることを原則とする。ただし、所長が認めた場合はこの限りではない。
- ク 自家用自動車等を利用して来所する場合は、利用台数を事前に報告し、げんきプラザの指示を受けなければならない。
- ケ 利用団体の活動に際し発生したゴミは、げんきプラザが別途指示する方法で処理するものとする。ただし、外部から持ち込んだものは持ち帰ることを原則とする。
- コ 喫煙は、げんきプラザが指定した場所でのみ行うものとする。

#### （損害賠償）

第6条 げんきプラザの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にげんきプラザの施設若しくは設備を損傷し、又はげんきプラザの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

#### 附則

この規程は平成21年4月1日から適用する。

# 埼玉県立長瀬げんきプラザ利用要領細則

## (趣旨)

第1条 埼玉県立長瀬げんきプラザ（以下「げんきプラザ」という。）利用要領第5条第1項アに基づく遵守すべき事項を定めるものである。

## (入退所のつどい及びオリエンテーション)

第2条 げんきプラザを利用しようとするもの（以下「利用団体」という。）は、入所時に「入所のつどい」を、退所時に「退所のつどい」を行わなければならない。ただし、宿泊しない利用団体はこの限りではない。

2 利用団体は入所のつどいに引き続き、オリエンテーションを受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により受けることができない者がいる場合には、代表者及び利用責任者（以下「代表者等」という。）が責任を持って当該利用者に説明するものとする。

## (標準生活時間)

第3条 げんきプラザの標準生活時間は、次のとおりとする。

### ア 施錠解錠時間

(ア) 解錠時間 午前6時

(イ) 施錠時間 午後9時15分（ただし、当面午後10時とする。また、管理研修棟と宿泊棟の1階渡り廊下出入口2箇所は、午後10時30分とする。）

イ 門限 午後9時15分（ただし、当面午後10時とする。）

この時間以降の外出については、げんきプラザ職員と協議するものとする。

ウ 起床時間 午前6時30分

エ 就寝、消灯時間 午後10時30分

### オ 食事時間

(ア) 朝食 午前7時30分から午前8時30分

(イ) 昼食 正午から午後1時

(ウ) 夕食 午後5時30分から午後7時

### カ 活動時間

(ア) 午前 午前9時から正午

(イ) 午後 午後1時から午後5時

(ウ) 夜間 午後6時から午後9時

キ 入浴時間 午後8時から午後10時

- 2 宿泊する利用団体は、その実情に応じ「朝のつどい」、「夕のつどい」を行うことができるものとする。

#### (施設等の利用)

第4条 施設等の利用にあたっては、セルフサービスを基本とし、他の利用者に迷惑をかけないように配慮するものとする。

- 2 シャワーの利用については、利用団体の求めに応じて、入浴時間以外の時間帯に提供することもできるものとする。
- 3 飲料用湯については、利用団体の求めに応じて、提供することもできるものとする。

#### (安全管理)

第5条 利用団体の代表者等は、その活動における利用者の安全管理に配慮しなければならない。

- 2 利用団体の代表者等は、その活動においてげんきプラザの施設設備に安全管理上の不具合を発見した場合には、速やかにげんきプラザ職員に報告するものとする。
- 3 利用者は、利用開始前に非常口、避難経路、避難場所を再度確認するものとする。

#### (健康管理)

第6条 利用団体の代表者等は、その活動における利用者の健康管理に配慮しなければならない。

- 2 利用団体の代表者等は、その活動において利用者の中で健康を害したものが生じた場合には、速やかにげんきプラザ職員に報告するとともに、当該利用者の病院への受診手配など適切な処置を講じるものとする。

#### (清掃及び点検)

第7条 利用団体は、活動時間終了時に使用した施設の清掃と点検を行うものとする。

- 2 清掃及び点検終了後、必要に応じてげんきプラザ職員の確認を受けなければならないものとする。
- 3 宿泊室を利用した利用団体は、利用最終日にその部屋の整理清掃を行い、代表者等の立ち会いのもと、げんきプラザ職員の点検を受けなければならないものとする。

なお、点検実施の時間は、利用団体の代表者等とげんきプラザ職員で打合せのうえ定めるものとする。

#### 附則

- 1 この規程は平成21年4月1日から適用する。